

## 茨城県土木部が発注する建設工事の概略・概算発注方式（試行）

### 1 概略・概算発注方式の対象工事

以下の各号に示す条件を全て満たす工事を対象とすることができる。

- (1) 工事に必要な設計業務委託（以下「委託」という。）が契約済み（実施中）であること
- (2) 委託について、完成時期の確実な見通しが立っていること
- (3) 工事の設計金額（当初）が公所長への執行委任限度額の範囲内であること
- (4) 用地買収済み（用地買収が不要な場合を含む）である等、用地の確保状況が工事着手に影響しないこと
- (5) ゼロ債務負担行為を活用する工事でないこと

### 2 概略・概算発注の実施について

前項により概略・概算発注方式の対象とする工事については、以下の各号を適用し、別添の流れにより実施することとする。

- (1) 委託の途中成果等を活用した設計図書等の作成
  - ・委託の途中成果等を用い概略図面を作成し、設計図書として使用する。
  - ・予定価格については、概略図面から算出した概算数量や、過去の同種・同規模工事の実績等から推定した概算数量を基に積算する。
  - ・なお、委託受注者に対しては、別紙1の指示書（例）により、履行期間の遵守について指示しておくこととする。
- (2) 余裕期間制度
  - ・余裕期間制度については、茨城県土木部建設工事余裕期間制度実施要領（以下「余裕期間要領」という。）第4条に基づき発注者指定方式を適用する。
  - ・あらかじめ発注者が定める工期の始期日については、委託が完成し、工事受注者に対し設計図書の変更に係る指示が可能となる見込みの日から1週間後程度の日を標準として指定する。
- (3) E C I（アーリー・コントラクター・インボルブメント）
  - ・委託受注者と工事受注者は、早期の業務・工事完了並びに品質向上等に資するため、必要に応じ、お互いに技術協力をする事とし、発注者は円滑な技術協力が図られるよう、連絡・調整を行う。
  - ・技術協力については、設計変更の対象外とする。なお、発注者はその趣旨に鑑み、過度な負担が生ずる技術協力は求めないこととする。
- (4) 指示書による指示、設計変更
  - ・委託が完成し次第、速やかに工事の設計変更等を行う。

(5) 茨城県設計施工連絡会議（三者会議）の開催

- ・工事受注者による速やかな工事着手に資するため、工事受注者の希望に応じ、茨城県設計施工連絡会議（三者会議）を開催する。
- ・開催する場合は、茨城県設計施工連絡会議（三者会議）実施要領による。

**3 入札公告等**

- (1) 入札公告、指名通知等に当たっては、概略・概算発注方式の対象である旨、別紙2により入札参加者に対し周知することとする。
- (2) 入札公告（個別編）への記載については、余裕期間要領による（余裕期間制度を適用することについて明記する）。

**4 特記仕様書**

特記仕様書については、別紙3を参考に作成することとする。

**5 その他**

- ・以上は、標準的なケースを想定した手続きであり、応用が必要となる場合、発注者は検査指導課及び事業主管課と協議すること。
- ・2（4）による設計変更に当たっては、当初発注（概略設計）において施工を想定した工事目的物に変更が無い限り、茨城県建設工事施工等の手続及び監督規程第20条第1項に示す「現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なもの」として取扱い、同要領第20条第1項各号で規定する額の範囲を超えた設計変更となることは差し支えない。
- ・災害復旧工事への適用に当たっては、事業主管課と協議すること。

**6 適用**

令和2年8月1日以降に入札公告等を行う工事から適用する。

(例)

## 監督票・指示（承諾）書

〇〇〇〇事務所  
年 月 日

<div style="text-align: right;">〇〇〇〇事務所 年 月 日</div>												
工事番号及び 工事(業務)名												
工事場所 (履修場所)		路線河川等名										
		市町村					大字					
請負人 (受託者)										現 場 代理人		
										署 名		
監督員												
		印										
進捗状況等		% 備考：										
監督事項												
指示事項		履行期間の遵守について										
承諾事項		<p>貴社に委託中の詳細設計のうち、No. 〇～No. 〇の道路改良工事を、概略の          図面、概略の数量により発注する予定であることを通知する。</p>										
協議事項		<p>当該工事は、〇年〇月■日頃に図面、数量が確定することを条件として付          して発注するので、納品が遅延することがないように履行期間を遵守するこ          と。</p>										
処 理 てんまつ等												
所		事		技		検		課		主		課
長		務		術		査		長		査		員
		次		次		監						
		長		長								

注 ・不要の文字は——線で消す。

・現場代理人署名欄は、指示(承諾)書の場合に使用する。

## 概略・概算発注の試行について

### 【概略・概算による発注について】

- 本工事は、概略の図面に基づき、概算の数量を算出し発注した工事です。
- 詳細の図面等については、別途実施中の設計業務委託により作成中であり、○年○月■日頃完成予定となっています。
- 当該業務により図面等が確定し次第、設計変更を実施します。

### 【余裕期間について】

- 本工事は、契約日の翌日から○年○月△日までの期間を余裕期間として設定しており、当該期間中は工事着手ができませんのでご注意ください。
- なお、余裕期間中においては、現場代理人・主任（監理）技術者の配置は不要です。

### 【設計業務委託の受注者との技術協力】

- 必要に応じ、設計業務委託の受注者との技術協力を、余裕期間中に求める場合があります。

### 【三者会議の実施】

- 詳細の図面が提供された後、速やかな工事着手のため、設計業務委託の受注者から説明を受けたい場合は、三者会議の開催を監督員に対し求めてください。

## 【特記仕様書記載例】

## (工期)

第〇条 工期は、雨天や休日等を含み、〇年〇月〇日から×××日間とする。なお、休日等には土曜日、日曜日、祝日、年末年始休暇及び夏季期休暇を含んでいる。

## (余裕期間の設定)

第〇条 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

2 余裕期間は、本工事の契約日の翌日から〇年〇月△日までの期間とする。

3 コリンズ (CORINS) に登録する工期、技術者等の従事期間は、契約工期を基本とし、前項の余裕期間は含めないこと。

4 第2項の余裕期間における現場代理人等の取り扱いは、以下のとおりとする。

(1) 現場代理人、主任 (監理) 技術者の配置は要しない。

(2) 現場に搬入しない資材等の準備を受注者の責において行うことは可能とするが、現場への資材搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。

## (概略図面及び概算数量による積算)

第〇条 本工事は、概略図面等により把握した概算数量により予定価格を算定しており、設計変更があらかじめ想定されている。

2 詳細の図面等は、現在、〇〇〇〇第××-××-×××-××-×××号〇〇〇〇業務委託 (受注者: 〇〇〇〇〇〇〇〇) により作成中であり、余裕期間中である〇年〇月■日頃に完成する予定である。

3 前項に示す業務を進めるに当たり、必要が生じた場合、施工者に技術協力を求める場合があるので協力すること。

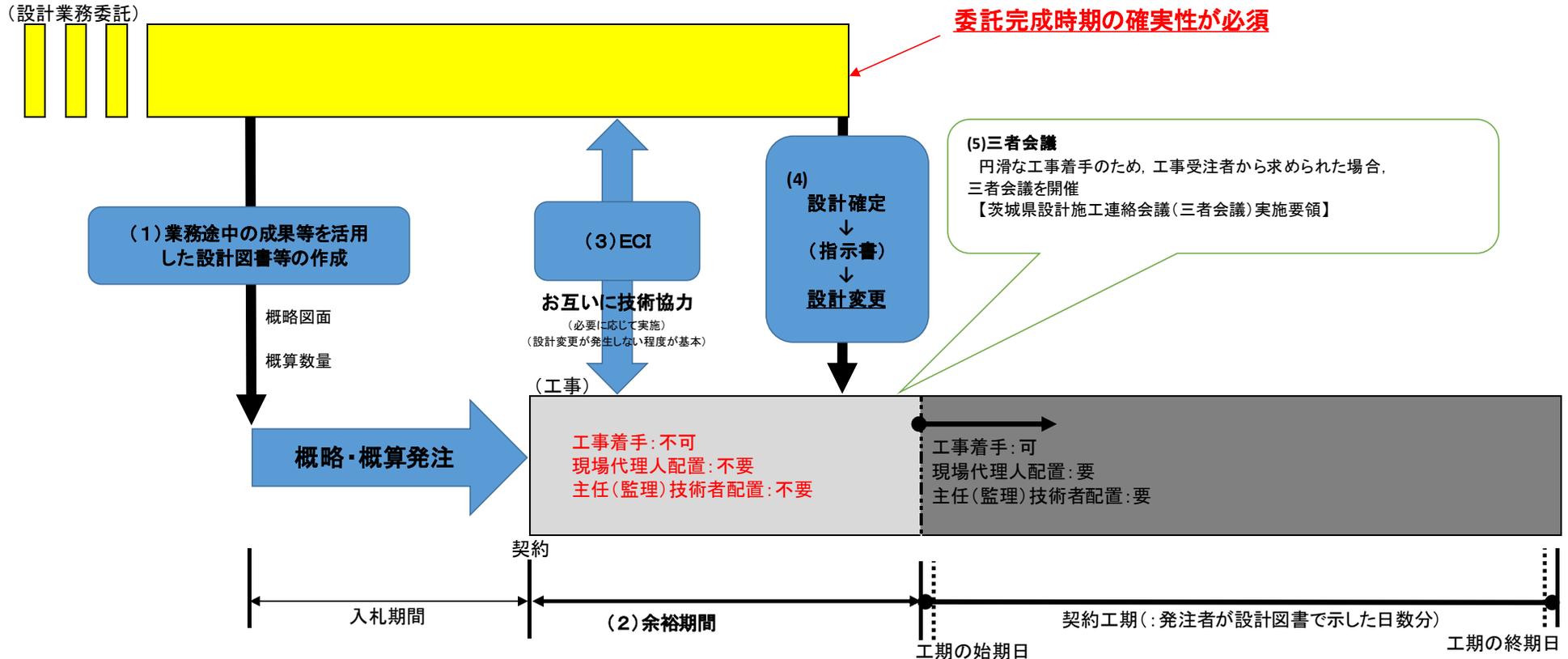
## (設計施工連絡会議(三者会議)の設置)

第〇条 本工事は、公共工事の品質確保及び円滑な事業執行を目的として設置する設計施工連絡会議(三者会議)の対象工事であり、発注者、設計者、施工者の三者が工事着手前等において一堂に会し、事業目的、設計思想、施工条件等の情報共有を行うとともに、施工上の課題等について意見交換を行うこととなるため、施工者は、その会議に必要な資料の作成等に協力するものとする。

2 施工者は、三者会議の開催が必要な場合、監督員に対し書面により開催を求めること。

# 工事の概略・概算発注方式(試行)の流れ

別添



【適用する諸制度】

- ・余裕期間制度(発注者指定方式)
- ・ECI(アーリー・コントラクター・インボルブメント)
- ・三者会議

委託が完成し、指示書による指示等が可能となる見込みの日から1週間後程度の日を発注者があらかじめ指定(発注時点で指定)